沖縄振興特別措置法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十年十月二十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三百号

沖縄振興特別措置法施行令の一部を改正する政令

内閣は、沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）附則第四条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

沖縄振興特別措置法施行令（平成十四年政令第百二号）の一部を次のように改正する。

附則第五条中「三十一億円」を「三十四億円」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　安倍　晋三

都市再生緊急整備地域及び特定都市再生緊急整備地域を定める政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十年十月二十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三百一号

都市再生緊急整備地域及び特定都市再生緊急整備地域を定める政令の一部を改正する政令

内閣は、都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第二条第三項及び第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

都市再生緊急整備地域及び特定都市再生緊急整備地域を定める政令（平成十四年政令第二百五十七号）の一部を次のように改正する。

第一条の表新宿駅周辺地域の項中「東京都市計画道路幹線街路放射第六号線の北側端線に相当する線」を「都道新宿両国線及び都道東京所沢線」に改め、同項地域の欄に次のように加える。

東京都渋谷区の区域のうち、千駄ヶ谷五丁目と代々木二丁目との境界線と新宿区と渋谷区との区界線との交会点を起点とし、順次同区界線、都道四谷角筈線の西側端線、北緯三五度四一分一六秒・三一東経一三九度四一分五六秒・九二の地点から北緯三五度四一分一六秒・六五東経一三九度四一分五八秒・五四の地点まで、同地点から北緯三五度四一分一五秒・二〇東経一三九度四一分五八秒・八九の地点まで及び同地点から北緯三五度四一分一五秒・五八東経一三九度四二分〇秒・六七の地点までそれぞれ引いた線並びに千駄ヶ谷五丁目と代々木二丁目との境界線を経て起点に至る線で囲まれた区域

第一条の表横浜山内ふ頭地域の項地域の欄を次のように改める。

横浜市神奈川区の区域のうち、北緯三五度二八分二〇秒・二一六秒・七の地点を起点とし、順次同地点から北緯三五度二八分一八秒・一九秒・七一秒・東経一三九度三八分一六秒・七の地点まで、同地点から北緯三五度二八分一八秒・一九秒・七一秒・東経一三九度三八分一八秒・一九秒・七一秒・東経一三九度三八分一八秒・一九秒・七一秒・東経一三九度三